

## 送 信 書

(発信日) 令和5年4月20日

(受信者) 原告代理人 弁護士 高池勝彦 殿 (Fax 03-3263-6042)

(発信者)

〒102-8225

東京都千代田区九段南1丁目1番15号

九段第2合同庁舎

東京法務局訟務部

被告国指定代理人 法務事務官 高橋佑介 

TEL 03-5213-1398

FAX 03-3515-7307

(事件の表示)

当事者 原告 株式会社自由社

被 告 国ほか3名

事件番号 東京地方裁判所 令和3年(ワ)第24321号

事件名 損害賠償請求事件

(本文) 書類等の送付について

上記事件について、下記書面を送付します。

記

1. 準備書面(5) 1通(23枚)

2. 証拠説明書(5) 1通(2枚)

3. 書証(乙A30及び乙A31) 2通(3枚)

4. 訴訟代理権消滅通知書 1通(1枚)

(上記1ないし3のクリーンコピーは別途郵送いたします。)

※ お手数でも受信確認のため本書下欄(受領書欄)に必要事項を記入、押印の上、本書を発信者及び裁判所あて送信願います。

## 受領書

東京地方裁判所民事第31部甲合議A係 御中 (Fax 03-3580-5769)

被告国指定代理人 東京法務局訟務部 高橋佑介 行 (Fax 03-3515-7307)

上記のとおりの書面を受領した。

(発信日) 令和5年 月 日

(受領年月日) 令和5年 月 日

(受領者氏名・印)

副本

令和3年(ワ)第24321号 損害賠償請求事件

原 告 株式会社自由社

被 告 国ほか3名

## 準備書面(5)

令和5年4月20日

東京地方裁判所民事第31部甲合議A係 御中

被告国指定代理人

市原 麻衣

脇坂 理絵

高橋 佑介

安井 順一郎

中川 覚敬

廣野 宏正

池田 真信

永野 徳史

長井 俊輔

## 目 次

第1 原告第四準備書面ないし第六準備書面に対する認否	3
第2 本件決定には「不公平な取扱い」があり、行政処分に著しい不公正があるとする原告の主張には理由がないこと	7
1 被告国の反論の概要	7
2 検定手続の趣旨及び対象	9
(1) 検定手続の趣旨	9
(2) 検定手続の対象	9
(3) 検定手続において誤記等の指摘をしないことが許容されるもの	10
(4) 小括	11
3 訂正手続の趣旨及び対象	12
(1) 訂正手続の趣旨	12
(2) 訂正手続の対象	13
4 検定手続と、各訂正手続の違いについて	14
(1) 1項訂正と検定手続との関係	14
(2) 2項訂正と検定手続の関係	15
5 原告の行う数の比較は相当でなく、このような比較に基づき「不公平な取扱い」がされているとする原告の主張は根拠を欠くこと	15
6 他社の申請図書について「検定見逃し」をしており、「不公平な取扱い」がされているとする原告の主張に理由はないこと	20
7 その他の点においても「明らかに不平等な取扱い」をした事実はないこと	
8 小括	22
第3 結語	23

被告国は、本書面において、原告の令和4年10月6日付け原告四準備書面（同月13日付け訂正上申書による訂正後のもの）、同年11月14日付け原告第五準備書面及び同年12月8日付け原告第六準備書面（以下、それぞれ「原告第四準備書面」、「原告第五準備書面」及び「原告第六準備書面」という。）に対する被告国の反論を、必要と認める限度で行う。

なお、略語については、本書面及び別紙において新たに定義するもののほか、従前の例による。

## 第1 原告第四準備書面ないし第六準備書面に対する認否

### 1 原告第四準備書面について

#### (1) 「1」について

第1文は、認否の限りでない。

第2文は、争う。

#### (2) 「2」及び「3」について

原告の意見にわたるものであり、認否の限りでない。

#### (3) 「4」について

第1文は、原告の意見にわたるものであり、認否の限りでない。

第2文は、否認し争う。

#### (4) 「5」について

「(1)」については、認める。

「(2)」については、不正確であり否認する。

#### (5) 「6」について

第1文は、前提を誤るものであり、否認する。

第2文は、否認する。

原告が令和3年11月17日付けにて行った訂正申請は、15箇所の記述

を対象とするものである。

#### (6) 「7」について

第1文は、原告が、「令和元年度検定合格以降から開示請求日（令和3年6月9日）までの期間における中学校社会科（歴史的分野）の訂正申請書」の開示を請求したことは認める。

第2文は不知。

第3文は、「令和元年度」とあるのを「令和元年度検定合格以降から開示請求日（令和3年6月9日）までの間」と解した上で、認める。

なお、令和元年度に行われた訂正申請についていえば、教育出版は5か所（甲14の1）、日本文教出版はゼロである。

第4文は、認める。ただし、原告の行う数の比較が相当でないことは、後記第2の5のとおりである。

第5文は、否認し争う。

第6文は、認否の限りでない。

#### (7) 「8」について

ア 柱書きにつき、第1文は、争う。第2文は、認否の限りでない。

イ 「(1)」は、いずれも認める。

ウ 「(2)」は、番号20及び193に関する部分を除き、認める。

番号20は、「野尻湖ナウマンゾウ博物館蔵」を「野尻湖発掘調査団提供」とする訂正である。番号193は、「長崎港図」を「長崎港俯瞰細密画」とする訂正である。

エ 「(3)」は、番号18、69及び75に関する部分を除き、認める。

番号18は、「紀元前4世紀になると」を「紀元前6世紀ごろになると」とする訂正である。

番号69は、掲載する資料そのものを変更し、これに伴い、「北前船などでにぎわう新潟の湊（新潟県立図書館蔵）」を「船でにぎわう新潟の湊

(「白山神社大船絵馬（複製）」新潟市歴史博物館蔵)」とする訂正である。

番号75は、寛政の改革について述べる本文中の「旗本や御家人の生活苦を救うため、札差からの借金を帳消しにした」という部分について、学習段階に適した用語の解説を追加しているものであって、「うるしの採集」として掲げた絵画についての新たな説明を追加したものではない。

(8) 「9」について

番号21、246及び481に関する部分を除き、認める（ただし、「さつまいもの栽培」に関する訂正是、番号479が正しい。）。

番号21は、「兵馬俑抗」を「兵馬俑坑」とする訂正である。

番号246は、「東海道中五十三次」を「東海道五十三次」とする訂正である。

番号481は、「今から2600年ほど前」を「今から2500年ほど前」とする訂正である。

(9) 「10」について

特定もなく、不知。

(10) 「11」について

全体として原告の意見にわたるものであり、認否の限りでない。

(11) 「12」について

第1文は、原告の意見にわたるものであり、認否の限りでない。

教科用図書検定制度における検定や訂正の趣旨や対象については、後記第2のとおりである。

第2文は、原告が行った訂正申請の件数が13件とする点は否認し、その余は原告の意見にわたるものであり、認否の限りでない。

第3文及び第4文は、争う。

(12) 「13」について

全体として原告の意見にわたるものであり、認否の限りでない。

## (13) 「14」について

第1文は、本件申請図書が1ページ当たり1.2件以上の欠陥箇所があるとして不合格とされたことは認め、その余は知らないし争う。

第2文は、否認し争う。

第3文及び第4文は、不知。

## (14) 「15」について

## ア 第1段落について

第1文は、不知。

第2文は、原告の意見に渡るものであり認否の限りでない。

第3文及び第4文は、否認し争う。

第5文は、「審議時間」とあるのを「歴史小委員会において申請図書の審査に充てられた審議時間」と解した上で、合計が20時間55分とする点は認める。その余は、原告の意見にわたるものであり、認否しない。なお、「審議会の整理合理化に関する基本計画」(平成十一年四月二十七日閣議決定)別紙三の「審議会等の運営に関する指針」に従い、本審議会の議事録は非公開とされている。

## イ 第2段落について

第1文は、「令和元年9月11日」とあるのを「令和元年9月19日」と解した上で、認める。

第2文は、原告の意見にわたることに加え、前記アの指針に鑑み、認否しない。

第3文は、認める。

第4文は、前記アの指針に鑑み、認否しない。

## ウ 第3段落について

第1文は、認める。

第2文は、前記アの指針に鑑み、認否しない。

## (15) 「16」について

否認し争う。

## 2 原告第五準備書面について

全体として争う。

3 原告第六準備書面「第二 文科省の原告に対する不公平な取扱い」について  
前提となる教科用図書検定制度における検定や訂正の趣旨や対象についての  
理解を誤るものであり、全体として争う。第2 本件決定には「不公平な取扱い」があり、行政処分に著しい不公正があると  
する原告の主張には理由がないこと

## 1 被告国の反論の概要

(1) 本件は、原告が、文科大臣が行った本件決定につき、国賠法上違法である  
として損害賠償を求める事案である。

文部科学大臣が、教科用図書としての合否の判定等という専門技術的判断  
を行うに当たっては、諮問機関である検定審議会の意見を尊重して行うこと  
となっているものであるから、その検定審議会の判断の過程に、申請図書の  
記述内容又は欠陥の指摘の根拠となるべき検定当時の学説状況等についての  
認識や、検定基準等に違反するとの評価等に関して看過し難い過誤があり、  
文部科学大臣の判断がこれに依拠してされたと認められる場合に限り、当該  
判断は、裁量権の範囲を逸脱したものとして、国賠法上違法となり得る（被告国準備書面(2) 2ページ。また、家永第一次教科書訴訟判決参照）。

そして、原告が取り上げる訴状別紙2記載の計49件の検定意見において、  
検定当時の学説状況等についての認識や、検定基準等に違反するとの評価等  
に関して看過し難い過誤がないことは、被告国準備書面(2)ないし令和5年  
2月9日付け被告国準備書面(4)（以下「被告国準備書面(4)」という。）で  
詳述したとおりである。

(2) 原告は、前記49件に関する主張に加えて、他社の申請図書における訂正申請の状況を調査した結果、「自由社に対しては検定意見数を徹底的に積み上げる一方、他社に対しては、多くの訂正すべき箇所を放置して僅かな検定意見しか付け」られておらず、「原告の申請図書については、どんな微細なミスも見逃さず、目を皿のようにしてチェックしておきながら、他社の申請図書については膨大に存在する単純ミスをほとんどチェックしない」という「不公平な取扱い」がされているなどとして、本件申請図書の検定意見の数と、他社の教科用図書の訂正の申請の数を比較した上で、後者の数が「異常に大きい場合」は、行政処分に著しい不公正がある旨をも主張する（原告第四準備書面4ページ、原告第六準備書面2及び3ページ）。

当該主張が、前記(1)に述べた国賠法上の違法の判断枠組みとの関係でどう位置づけられるのか、原告の主張からは明らかでないが、この点はさておき、教科用図書検定制度は、申請図書の審査の手続（以下「検定手続」という。検定規則第2章参照。）と、検定済図書の訂正の手續（以下「訂正手続」という。検定規則第3章参照。）で構成されており、双方の手續があいまって教科用図書としての記述の適切性を担保しているところ、以下に述べるとおり、双方の手續は、当該制度におけるそれぞれ異なる段階における手續であって、その趣旨や対象が異なるものであるから、検定意見の数と訂正の申請の数を比較して、検定手続の不公平さを論じることは相当でない。

(3) 本書面において、被告国は、検定手続及び訂正手続の趣旨及び対象について述べた上で、原告がその主張の前提としている数の比較はそもそも不相当であって、被告らが本件申請図書につき「不公平な取扱い」（原告第六準備書面2ページ）をした事実はないこと、また、その他の点においても「明らかに不平等な取扱い」（原告第四準備書面1ページ）をした事実はなく、本件決定が不公正な意図に基づいてされたと推認されるものではないことについて述べる。

## 2 検定手続の趣旨及び対象

### (1) 検定手続の趣旨

教科用図書の検定手続は、検定審議会における審査を通じて行われるものであり、その審査に必要な資料、及び合格、不合格についての判定案等は、教科書調査官が、申請図書を調査した結果に基づき作成している（被告国準備書面(1) 15ないし19ページ）。

教科用図書は、著作・編集を民間事業者に委ねることが可能とされており、その内容は民間事業者の創意工夫によるのであって、その収益も全て民間事業者に帰属する。このように、教科用図書は、飽くまで民間事業者の事業の一環として発行されるものであるが、同時に、教科用図書であることを考慮した場合、その内容は正確かつ中立・公正であり、当該各学校の目的、教育目標、教科内容に適合し、内容の程度が児童、生徒の心身の発達段階に応じたもので、児童生徒の使用の便宜にかなうものでなければならない。このような要請を担保すべく設けられた教科用図書検定制度において、教科用図書の内容を調査審議するに当たっては、多角的観点からの学術的、教育的な専門技術的判断を要するのであって、文部科学大臣においてこれらを適切に行うべく、学術、教育の専門家である教育者や学識経験者等を委員とする教科用図書検定調査審議会（検定審議会）が設けられるとともに、各申請図書の分野を専門領域とする教科書調査官が置かれているものである（以上、被告国準備書面(1) 10ないし13ページ）。

以上からすれば、検定手続において検定審議会が行う「調査審議」（学校教育法34条5項）とは、検定審議会の委員の学術又は教育の専門家としての知見に基づき、当該時点における客観的な学問的成果や適切な史料等に照らして行われるものであって、教科書調査官の調査や資料の作成等も、このような調査審議に資するものであることが求められているといえる。

### (2) 検定手続の対象

前記(1)に述べた「調査審議」は、検定規則3条に基づき定められた検定基準(乙A10)に照らして行われる(被告国準備書面(1)16ページ)。

検定基準(乙A10)は、第2章3(2)において、「図書の内容に、客観的に明白な誤記、誤植又は脱字がないこと」と定めているから、申請図書に「客観的に明白な誤記、誤植又は脱字」が確認されれば、当該部分は、検定意見相当箇所とされることとなる。

もっとも、前記(1)に述べた検定手続の趣旨からして、検定審議会における調査審議が、民間事業者が行う教科用図書の発行事業の一部を検定審議会において肩代わりし、あるいは補助する趣旨に出たものでないことは明らかであって、誤記、誤植又は脱字等を網羅的に洗い出すといつていわゆる校正作業は、発行者が、教科用図書以外の図書を発行する場合と同様、自らの責任において行うべきものである。

しかも、教科用図書検定制度においては、各申請者からの検定申請がされた場合、翌年3月までに文部科学大臣による検定の決定又は検定審査不合格決定が行われ、検定の決定を受けた申請図書は、申請された翌年度には各教育委員会や学校等が行う採択の対象となり、翌々年度の4月から各学校において使用されることとなっているから、検定手続における調査審議は、申請から約1年の間に行われなければならないという時間的制約もある。このような調査審議において、全ての申請図書につき、誤字、誤植又は脱字の網羅的な洗い出しを行うことは困難でもある。

以上からすれば、検定審議会における調査審議においては、「客観的に明白な誤記、誤植又は脱字」(検定基準第2章3(2))に該当する記述を確認した場合には、これを検定意見相当箇所とすることとなるものの、必ずしもこれらを網羅的に洗い出さなければならないものではない。

### (3) 検定手続において誤記等の指摘をしないことが許容されるもの

また、この調査審議は、申請図書全体に及ぶものの、検定手続に起因する

配慮が別途必要な箇所もある。

すなわち、検定意見相当箇所の指摘がされた記述については、検定手続の過程において、申請者による修正がなされ、当該修正を踏まえて検定の決定がなされる場合がある（検定規則7条1項ただし書、10条。被告国準備書面(1)18及び21ページ）。このような可能性を踏まえると、例えば、申請図書の索引については、検定の決定を経て本体部分（図書の全体から索引を除いた部分をいう。以下同じ。）が確定しなければ、索引の項目と掲載ページの対応関係は定まらないといえ、申請図書（白表紙本）の段階において、当該対応関係が不正確であったとしも、検定の決定を経て確定した本体部分との関係で正確か不正確かを判断することができない場合が多い。

よって、索引項目のうち、当該項目の本体部分における掲載ページ数については、検定手続において白表紙本に対応関係の齟齬があったとしても、検定意見相当箇所の指摘がされていないことは合理的であるといえる<sup>11</sup>。

発行者は、検定の決定を受けた後、自らの責任において、本体部分との対応関係を踏まえてこれを校正する必要がある。

#### (4) 小括

以上のとおり、検定手続は、申請者に代わって校正作業を行う趣旨のものではなく、また、検定手続において検定意見相当箇所であるか否かの判断が

---

\*1 これに対し、索引における項目の記載に誤字等があれば、検定意見の対象となる。本件申請図書の索引でいえば、一例として、「一向一揆」は91、112及び117ページに記載があるとされているものの、このうち117ページについては、本文には該当する記載が見られないため誤記といえるが、検定意見は付していない。他方で、「十三湊」が「土三湊」となっているなど、項目自体の誤字等については、検定意見を付している（甲1、乙A18・42枚目）。

できない部分もある。

申請者においては、このような検定の決定の前後を問わず、教科用図書の発行を自らの事業として行う者として、校正の責任を負うのであって、その結果、検定の決定後に、記述の修正を要すると判断した場合には、次に述べる訂正手続を行うこととなる。

### 3 訂正手続の趣旨及び対象

#### (1) 訂正手続の趣旨

教科用図書検定制度においては、申請図書につき検定の決定がなされた後に、申請図書について検定の決定を受けた著作者又は発行者（以下「発行者等」という。）においてなおその内容を訂正するための手続が設けられている（訂正手続。検定規則14条及び15条、審査要綱第5項）。

前記2に述べたとおり、検定手続においては、必ずしも誤記等を網羅的に洗い出さなければならないものではなく、また、索引の修正なども含めて、発行者等は図書について校正の責任を負っていることから、検定の決定後においても修正を要する箇所が生じ得る。さらには、検定の決定後に、記載された事実が誤りであることが明らかとなったり、客観的事情の変更が生じることによって、検定の決定時点における記載内容が誤りであると判明する場合もある。

以上に加えて、教科用図書の著作・編集は、民間事業者に委ねることが可能であって、その内容は、教科用図書検定制度の枠内において、民間事業者の創意工夫によることとされているから、発行者等が、検定の決定を経た教科用図書の記述等について、よりよい内容とすべく修正を行うことも、その基本的な構成を変更しない限り、許されるべきといえる。

訂正手続は、以上のような検定の決定後に生じる修正の必要に鑑み、一定の手続によってこれを認めることによって、教科用図書としての記述の適切性を担保すべく設けられたものである。

## (2) 訂正手続の対象

訂正手続には、訂正の対象に応じて、二つの類型が存在する。

ア 一つは、検定の決定を経た教科用図書について、「誤記、誤植、脱字若しくは誤った事実の記載又は客観的事情の変更に伴い明白に誤りとなつた事実の記載若しくは学習する上に支障を生じるおそれのある記載があることを見出したとき」において、発行者等が、文部科学大臣の承認を受けて、必要な訂正を行う類型である（検定規則14条1項。以下「1項訂正」という。）。

教科用図書としての記述の正確性を確保する観点から、1項訂正は、発行者等の義務とされている（検定規則14条1項）。

イ 他方は、前記アの類型に該当しない場合であって、検定の決定を経た教科用図書について「更新を行うことが適切な事実の記載若しくは統計資料の記載又は変更を行うことが適切な体裁その他の記載（検定を経た図書の基本的な構成を変更しないものに限る。次項において同じ。）があることを見出したとき」において、発行者等が、文部科学大臣の承認を受けて、必要な訂正を行う類型である（検定規則14条2項。以下「2項訂正」という。）。

2項訂正は、発行者等の自発的な判断により、検定手続において検定基準に照らして検定意見相当箇所の指摘がされなかった記述等を対象に、検定合格後における情報の更新や、記述の質を向上させるための修正を許容することで、教科書の記述等の適切性を確保すべく設けられたものであり、義務的ではない（検定規則14条2項）。

ウ なお、平成29年に現行の学習指導要領（乙A29の2）が告示され、同年、検定規則が改正されたことにより（乙A2・5ページ）、1項訂正の対象となる事項と2項訂正の対象となる事項の内容が、前記ア及びイのとおり整理されている。

#### 4 検定手続と、各訂正手続の違いについて

前記2及び3のとおり、検定手続と訂正手続は、教科用図書検定制度におけるそれぞれ異なる段階の手続であって、その趣旨や対象を異にしていることは明らかであるが、以下、訂正手続の類型ごとに更に詳述する。

##### (1) 1項訂正と検定手続との関係

ア 1項訂正是、前記(2)アのとおり、その対象の一つに「誤記、誤植、脱字」を規定しており、これは「客観的に明白な誤記、誤植又は脱字」(検定基準第2章3(2))を包摂するものであるところ、これら「誤記、誤植、脱字」は、検定手続の時点で存在しているものであるから、検定手続において検定基準に適合しないものが確認されれば、検定意見相当箇所とされるものである。

しかしながら、前記2(4)のとおり、発行者等は、検定の決定の前後を問わず、教科用図書の発行を自らの事業として行う者として、校正の責任を負うのであって、検定手続は、発行者等に代わって校正作業を行うものではないのであるから、検定手続後の網羅的な誤記、誤植及び脱字の洗い出しと修正は、発行者等の義務として行われるべきものである。

イ また、前記(2)ア及びイのいずれの訂正も、これを行うべき時期に制限はなく、発行者等は、検定の決定以降いつでも(当該教科用図書が教育現場において使用されている間を含む。)、その訂正を申請することができる<sup>12</sup>。

そのため、検定の決定時において既に存在していた誤記、誤植、脱字若

\*2 検定規則14条1項は、同条2項と異なり、発行者等の「申請」について記載がないが、同条4項は、2項訂正のみならず、1項訂正も発行者等の申請に基づき行われるものであることを前提としている。

しくは誤った事実の記載はもちろんのこと、検定の決定後の時の経過により誤った事実であると発覚した記載や、客観的事情の変更に伴い明白に誤りとなった事実の記載等についても、発行者等の義務として訂正されるべきこととなる。

ウ のみならず、前記2(3)のとおり、索引における掲載ページ数の記載については、検定手続において検定意見の対象としないことは合理的であるといえるものの、検定の決定を経て本体部分の記載が確定した段階で対応関係に齟齬が生じていれば、その時点では、発行者等の義務として訂正されるべきこととなる。

エ このように、検定手続において検定意見相当箇所とされうるもの以外にも、発行者等の責任において修正されるべき事項は複数あるのであって、検定規則14条1項は、これらが発行者等の義務において訂正されるべきことを規定するものである。

## (2) 2項訂正と検定手続の関係

2項訂正に関しては、検定手続において検定基準に照らして検定意見相当箇所が指摘されなかった記述等について、発行者等が自発的に行うものであるから、そもそも検定手続において検定意見相当箇所と指摘される記載とは修正理由を異にしている。

また、発行者等が自発的に行うものである関係上、その申請箇所の多寡には、発行者等の方針等も大きく影響しているといえ、例えば、図書の見直しを頻繁に行い、あるいは、教育現場から意見や要望が寄せられた場合にこれに柔軟に対応する方針を採用する発行者等においては、訂正の回数や件数は増えやすい傾向にある。

## 5 原告の行う数の比較は相当でなく、このような比較に基づき「不公平な取扱い」がされているとする原告の主張は根拠を欠くこと

(1) 原告は、「検定が厳格に行われていれば、その訂正申請件数は、常識的な

範囲に収まるはずである」との前提の下、他社の見本本（検定の決定後、各教育委員会や学校等へ採択の参考として配布する教科用図書をいう。）における訂正申請の状況を調査した結果、教育出版及び日本文教出版において、「原告が指摘された405件よりはるかに多い数の訂正申請がなされていた」とした上で、上述の「両者の訂正申請のようにその数が異常に大きい場合は、検定姿勢における差別的取り扱いが認められ」るのであって（原告第四準備書面2、4及び5ページ）、「原告の申請図書については、どんな微細なミスも見逃さず、目を皿のようにしてチェックしておきながら、他社の申請図書においては膨大に存在する単純ミスをほとんどチェックしないという」「不公平な取扱い」がされている旨主張する（原告第四準備書面2及び4ページ、原告第六準備書面2及び3ページ）。

(2) しかし、前記2ないし4に述べたことからすれば、検定手続において指摘された検定意見相当箇所と検定の決定後に申請された訂正箇所の数の比較は相当でない。

ア まず、原告の、「検定が厳格に行われていれば、その訂正申請件数は、常識的な範囲に収まるはずである」との主張について、訂正手続のうち、2項訂正是、前記3(2)イのとおり、検定手続において検定基準に照らして検定意見相当箇所の指摘をされなかった記述等について、発行者等の自発的な判断による修正を許容するものである。そのため、検定手続において、全ての検定意見相当箇所に検定意見を付し、これらが全て修正されたとしても、なお検定の決定後に多数の2項訂正が行われることはあり得るのであって、上記の主張は、前提において誤っている。

イ 次に、原告は、教育出版と日本文教出版の訂正申請の「数が異常に大きい場合は、検定姿勢における差別的取り扱いが認められ、もはや看過できない重大な問題を胚胎する」と主張する（原告第四準備書面4ページ）。

ここで原告が挙げる「教育出版が700件、日本文教出版が564件」

という訂正の数は、各社が行った1項訂正及び2項訂正を合算した数である<sup>3</sup>（甲14の1ないし甲15）。しかし、前記3のとおり、1項訂正と2項訂正では、その趣旨及び対象が異なるため、それらを合算することに意味はない。

したがって、それらを単純に合算した上で、教育出版の訂正の数や日本文教出版の訂正の数を算定し、本件申請図書の検定意見の数と比較する原告の主張に理由はない。

ウ なお、この点に関連して、原告は、原告第四準備書面において、教育出版及び日本文教出版が行った訂正について、「制度本来の趣旨に沿うもの」、「教科書調査官の怠慢又は故意」といった分類を行った上で、「指摘箇所に加えて本来欠陥とすべき申請箇所の数を加えれば、日本文教出版は497件、教育出版は476件に及び、これは1頁当たり1、2件を優に超えている」旨主張する（原告第四準備書面5ページ、原告第五準備書面3ページ）。

前記4に述べたところからして、検定意見の数と訂正の数を単純に比較できないことは明らかであるが、この点をおいても、原告の行う分類は、独自の見解に基づくものにすぎない。

すなわち、ここで原告のいう「制度本来の趣旨に沿う」訂正とは、「事情変更等（オリンピック開催遅れ、時の経過、元号・世界遺産、ノーベル賞等）」に限定されている（甲第16号証の1及び2）。しかしながら、訂正手続が、「誤記、誤植、脱字若しくは誤った事実の記載又は客観的事情の変更に伴い明白に誤りとなった事実の記載若しくは学習する上に支障

---

\*3 各社の申請書上の「訂正理由」欄に「誤記等」とされているものは1項訂正、「変更が適切な体裁、記載」とされているものは2項訂正である。

を生じるおそれのある記載があることを発見したとき」（1項訂正）、及び「更新を行うことが適切な事実の記載若しくは統計資料の記載又は変更を行うことが適切な体裁その他の記載（中略）があることを発見したとき」（2項訂正）を対象とするものであることは、検定規則上明らかであって、教科用図書検定制度は、検定手続と、このような修正事由に基づく訂正手続を有するものとして設計されているのであるから、「制度本来の趣旨に沿う」訂正を「事情変更等」に限定した上で、訂正原因を「制度本来の趣旨に沿うもの」と「調査官の怠慢／故意」に分類する原告の主張は、検定規則を踏まえない独自の見解というほかない。

したがって、「指摘箇所に加えて本来欠陥とすべき申請箇所の数を加えれば、日本文教出版は497件、教育出版は476件に及び、これは1頁当たり1、2件を優に超えている」とする原告の主張は根拠を欠く。

エ さらに、前記アないしウに述べたことは、訂正の数のうち、特に1項訂正の数と検定意見の数を比較すべきことを意味しない。

すなわち、例えば、1項訂正には、索引項目の本体部分における掲載ページ数の訂正という、検定意見の対象としない（検定意見相当箇所として指摘しない）ことが許容されるものが含まれる（現に、教育出版及び日本文教出版の行った訂正にも、索引の掲載ページ数の訂正が複数含まれている。甲14の3及び甲15）。また、「客観的事情の変更に伴い明白に誤りとなった事実」の記述は1項訂正の対象となるが、当該記述が検定手続の時点で検定意見の対象としなければならないものとなるとは限らない。

このように、1項訂正がなされるべき記述の全てについて、検定意見が付されるべきであったということもできないのであって、1項訂正と検定意見の数の多寡を比較することによって、一方では検定意見が付されたものが、他方では見逃されていると結論づけることもできないので

ある。

オ 加えて、原告が、「原告による再度の検定申請における訂正箇所は13件であった」とする点については(原告第四準備書面2ページ。もっとも、正しくは15件である。)、原告の行った訂正申請の数と、他社の行った訂正申請の数を比較することも、不相当である。

すなわち、原告の行った1項訂正については、これをもって原告の令和2年度合格本から誤記、誤植及び脱字が全て払拭された状態になったことを意味するものではないし、2項訂正については、そもそもそれを行うこと自体が任意なのであるから、原告が今後これを行うと判断すれば、訂正数が増加する可能性がある一方で、これを行わないと判断することによって、容易に訂正の数を15件のまま抑えることもできるのである。

そうすると、現時点における令和2年度本の訂正申請の数と、他社の訂正申請の数を比較することにも意味はない。

カ 以上からすれば、原告がその主張の根拠とする、検定意見の数と訂正の数の比較や、訂正の数同士の比較が相当でないことは明らかである。

(3) 前記(2)に述べたところは、その他の発行者等との関係でも同様に妥当があるのであって、原告第六準備書面別紙1及び別紙2においては、各社の「訂正件数」が挙げられているものの、個々の訂正事由を考慮することなくこれらを比較することに意味はない。

なお、仮に、原告が取り上げる、平成26年検定に合格した教科用図書の訂正の数について(原告第六準備書面別紙1及び2)、訂正の類型の別を明らかにしたとしても、前記3(3)のとおり、検定規則は平成29年に改正されており、改正後の検定規則によれば2項訂正とされるものが、改正前の検定規則の下では1項訂正で手続されることもあったのであるから、改正の前後において1項訂正の対象と2項訂正の対象は同一ではないのであって、改正前の検定規則の下における訂正の数同士を比較することも、これらと改正

後の検定規則の下における訂正の数を比較することも、意味をなさない。

(4) したがって、原告の行う数の比較は相当でなく、このような比較に基づき、「原告の申請図書については、どんな微細なミスも見逃さず、目を皿のようにしてチェックしておきながら、他社の申請図書については膨大に存在する単純ミスをほとんどチェックし」(原告第六準備書面2ページ)ていないという「不公平な取扱い」がされていると結論づける原告の主張は、根拠を欠く。

## 6 他社の申請図書について「検定見逃し」をしており、「不公平な取扱い」がされているとする原告の主張に理由はないこと

(1) 原告は、被告国が、本件申請図書に対しては「目を皿のようにして一字一句を調べ上げた」り、「どんな微細なミスも見逃さず」「検定意見数を徹底的に積み上げ」(原告第六準備書面2及び3ページ)た一方で、「各社の申請図書の検定を厳密にしていなかった」と主張する(原告第四準備書面5ページ)。

(2) しかし、本件申請図書が、405件の検定意見への修正対応がされた後もなお「誤字、誤植、脱字」を残すものだったことは、原告が、令和2年度合格本(本件検定後の再申請に係るもの)について訂正申請を行ったとしているところであるから、本件申請図書について、「目を皿のようにして一字一句を調べ上げ」、「どんな微細なミスも見逃さず」検定意見が付されたとする原告の主張が前提を欠くものであることは明らかである。

また、「誤記、誤植又は脱字」に係る検定行為については、本件申請図書に付された405件の検定意見中、「誤記、誤植又は脱字」(検定基準第2章3(2))を理由とするものは29件にすぎないのであり、検定意見中のごく一部にとどまるから(乙A18)、本件申請図書につき「誤記、誤植又は脱字」について検定意見数を徹底的に積み上げたとの評価も当たらない。

加えて、前記2(2)及び(3)において述べたとおり、検定手続では申請図書

における「誤記、誤植又は脱字」に該当する記述を網羅的に洗い出さなければならぬものではないし、索引項目のうち当該項目の本体部分における掲載ページ数については、本文が確定していない検定手続時点においては対応関係が定まらないことから、検定意見相当箇所として指摘しないことは合理的であるといえるのであって、これらについて訂正手続による手当がされたからといって、検定手續時点において「各社の申請図書の検定を厳密にしていかなかった」ことにもならない。

なお、前記(1)の主張の前提には、「検定が厳密に行われていれば、その訂正申請件数は、常識的な範囲に収まるはずである」との理解があるといえるが、当該前提が成り立たないことは、前記5(2)アに述べたとおりである。

(3) この点に関連して、原告は、原告第五準備書面において「検定の見逃し」として2つの例を挙げているところ（原告第五準備書面2及び3ページ）、いずれの主張にも理由はない。

ア すなわち、原告のいう「甲13の1の1頁目の左半分事例」は、日本文教出版による訂正（甲15）のうち、番号1を取り上げるものであるが、ここでの訂正対象箇所は、もともと「空白」、つまり何らの記述がなされていなかった箇所であることから、検定手続において、当該箇所は検定意見相当箇所とは評価されない（当該箇所の絵図は、「地域に伝わる行事」との見出しにあるとおり、作品それ自体を取り上げるというよりは、そこに描かれた庶民の生活を示す趣旨で掲載されていると解され、絵図の名称や所蔵先を記載することが必須とは解されない。乙A30）。したがって、この点について「検定見逃し」だとする原告の主張は前提を欠く。

そして、このような箇所に、検定の決定後に絵図の所蔵先を追加する場合は、変更を行うことが適切な記載（2項訂正）と評価できる。

一方で、本件申請図書の指摘番号137と293（乙A18）は、あらかじめ所蔵先の記述がされていることを前提に、当該記述が検定基準に照

らして「生徒が誤解するおそれのある表現」及び「不正確」と評価できるものであるので、上記と同列に比較することはできない。

イ また、原告のいう「甲13の1の1頁目の右側の事例」は、日本文教出版による訂正（甲15）のうち、番号4及び5を取り上げるものである。

これらはいずれも、画像を反転させる訂正であるが、申請図書に掲載される画像等の正確性は、当該画像等と関係する記述の内容と当該画像等の掲載目的を踏まえて判断されるところ、上記番号4及び5については、「歴史を学ぶにあたって」と題する導入ページに、いわば装飾的に掲載されているものであって（乙A31）、生徒をして作品やその内容 자체を学習させる目的で掲載されているものではない。そのため、これらの画像等が裏焼きであったとしても、検定意見相当箇所とは評価されないのであって、やはり「検定の見逃し」との原告の主張は当たらず、その訂正も1項訂正ではなく、2項訂正で行われることで足りるものである。

#### 7 その他の点においても「明らかに不平等な取扱い」をした事実はないこと

その他、原告は、検定審議会における「原告に対する審議時間だけが以上に長い」ことを挙げ、「明らかに不平等な取扱い」がされている旨主張する（原告第四準備書面1及び5ページ）が、検定審議会の審議において、各申請図書の審議時間を等しくしなければならない理由はない。

また、審議においては、教科書調査官による調査の結果、検定意見相当箇所として挙げられた全ての箇所について審査するのであって、本件申請図書における405件の審査に一定の時間を要するのは当然のことである。

したがって、その他の点においても「明らかに不平等な取扱い」をした事実はない。

#### 8 小括

以上のとおりであるから、本件決定には「不公平な取扱い」があり、行政処分に著しい不公正があるとする原告の主張は理由がない。

### 第3 結語

以上のとおり、原告の主張は、その前提や根拠を欠くものであって、本件決定に「不公平な取扱い」や「不平等な取扱い」があるということはできないのであって、本件決定が不公正な意図に基づいてされたと推認されるものではない。

以上

副本

令和3年(ワ)第24321号 損害賠償請求事件

原 告 株式会社自由社

被 告 国ほか3名

## 証拠説明書(5)

令和5年4月20日

東京地方裁判所民事第31部甲合議A係 御中

被告国指定代理人

市原麻衣

脇坂理絵

高橋佑介

安井順一郎

中川覚敬

廣野宏正

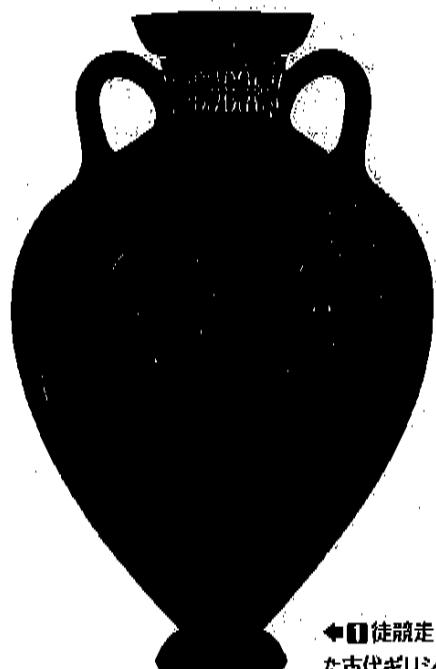
池田真信

永野徳史

長井俊輔

略語等は準備書面の例による。

号 証	標 目 (作成者)	作 成 年月日	立 証 趣 旨
乙A30	令和元年度検定申請図書の白表紙本【抜粋】 (日本文教出版、2及び3ページ)	写し	H31.4.18 白表紙本の記載内容
乙A31	令和元年度検定申請図書の白表紙本【抜粋】 (日本文教出版、4ページ)	写し	H31.4.18 白表紙本の記載内容

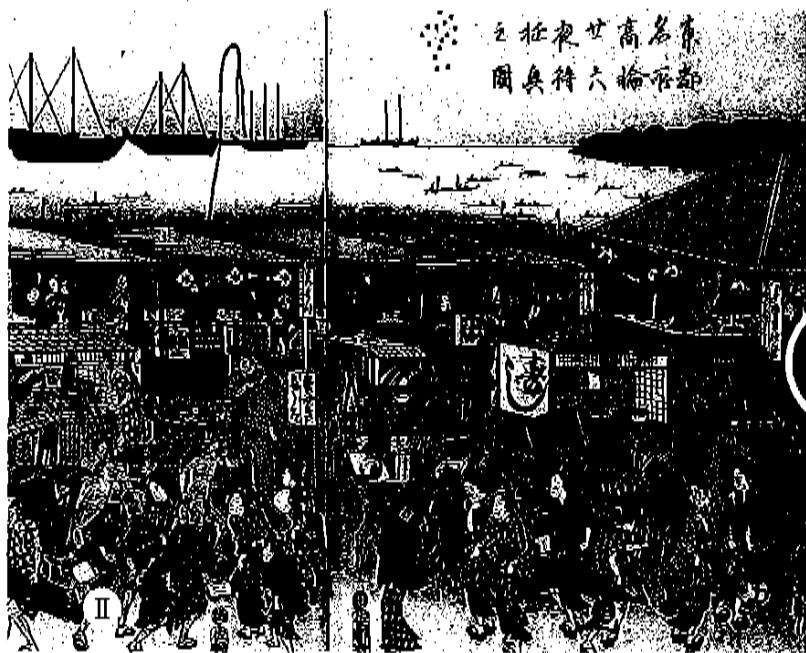


◆①徒競走をえがいた古代ギリシャの壺

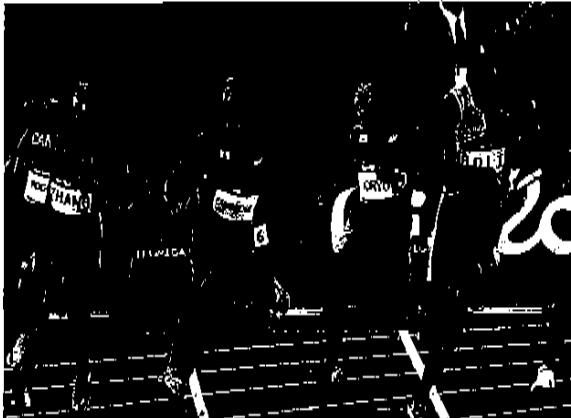


◆②近代オリンピック第1回アテネ大会  
(1896年 ギリシャ)

◆③すしなどを売る江戸時代の屋台  
(前田名所高橋甘六夜待遊興之図 神奈川県立歴史博物館蔵)



II



◆④第31回リオデジャネイロ大会(2016年 ブラジル)



◆⑤第23回冬季オリンピック平昌大会(2018年 韓国)

◆⑥現在の回転すし店



## 衣

⑦は、さまざまな色と模様の服で着かざった19世紀中ごろの人々をえがいています。東南アジアなどから日本に入ってきた布の多くに、たてじまが入っていたことから、これを「島(しま)模様」と呼び、18世紀中ごろの日本で流行しました。

► P145 「江戸時代の衣服」

## アーチの日記

### オリンピック

今から2800年ほど前、古代ギリシャでオリンピックが始まりました。紀元4世紀にとだえてから1500年の時をへて、近代オリンピックが誕生し、今にいたっています。

- P24 「古代オリンピック」
- P280~281 「オリンピック・パラリンピックの歴史」

探して

# 私た 歴史 つな

みなさん、ふだん歴史と自分たちとのつながりを感じることはありますか。

# みょう! ちと ひとの がり

## 食

私たちがふだん食べているおはしは、200年ほど前の江戸時代に始まったとされています。図の屋台で売られるにぎりずしは、江戸時代のファストフードともいえるものでした。

▶ P.140, 145「江戸時代の食事」



◆④ゆかたを着て参加する祭り(2018年兵庫県姫路市)



◆④江戸時代の中山道の奈良井宿(木曾街道六拾九次  
岐和街道奈良井宿名産店之図 東京都 国立国会図書館蔵)  
▶ P.140~141「江戸時代の交通」  
▶ P.145「江戸時代の住居」

◆④現在の奈良井宿のようす(長野県塩尻市)



## 住



城下町や宿場町、門前町など、全国各地に残る歴史的な集落や町なみが保存されています。  
▶ 卷末折込VI「伝統的建造物群」

## 地域に伝わる行事



◆④壬生の花田植(広島県北広島町)中国山地の村々で行われてきた、太鼓などの囃子に合わせて早乙女が田植えを行う行事で、その歴史は中世にさかのばるといわれます。▶ 卷末折込VI「無形民俗文化財」

## 乙A第31号証



## を学ぶにあたって



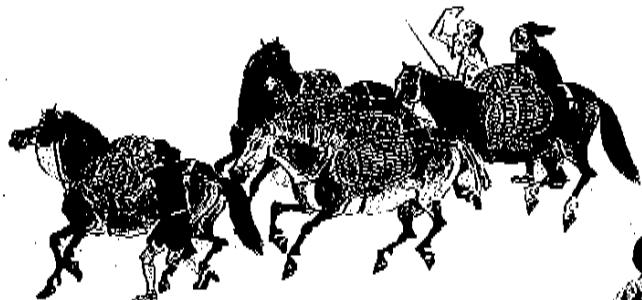
小学校では、日本の歴史のなかで活躍した人物を中心に学んできました。中学校では、それらの人々が活躍した舞台や背景、つまり、当時の政治や社会がどのようなものであったのかを学びます。

歴史上の人物やできごとが、なぜ現れ、起こったのか、それらが何とどのように関連し、またどういう結果をもたらしたのかを、日本と世界の歴史のなかで読み解いていきましょう。そして、過去の歴史が、今日の私たちの時代にどのようにつながっているのかを考えていきましょう。



私たちが歴史を学ぶのは、知識を豊かにするためだけではなく、「歴史に学ぶ」必要があるからです。私たちが今の自分や将来の自分を考えようすれば、「今まで自分がどう生きてきたか＝自分の歴史」を知り、そこから学ぶ必要があります。また、私たちは、地域や日本、さらには世界のなかで生活しています。ですから、地域や日本、世界の成り立ちとその後の展開とを知り、そこから学ぶことも必要です。

「歴史を学び、歴史に学ぶ」学習を、私たちの今と将来のためにどのように生かすことができるのか、いっしょに考えていきましょう。



第 350796 号

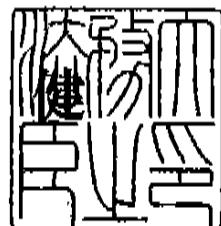
## 訴訟代理権消滅通知書

濱田 真旗

上記の者の下記事件についての訴訟代理権が消滅したことを通知する。

令和5年3月31日

法務大臣 齋藤



記

東京地方裁判所

令和3年(ワ)第24321号

損害賠償請求事件